

議案第 7 5 号 大津市教育大綱を定めることについて

それでは、議案第 7 5 号の大津市教育大綱を定めることについて、ご説明させていただきます。

『教育大綱』は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 において、「地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」と規定されています。

一方、『教育振興基本計画』は「教育基本法」第 1 7 条第 2 項において、国が定める教育振興基本計画を参酌し、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、地域の実情に応じて定めるよう努めなければならないと規定されています。

本市においては、大津市教育振興基本計画をもって大津市教育大綱として位置づけており、第 3 期の現計画が今年度で最終年度となることから、令和 7 年度から令和 1 1 年までの 5 年間を計画期間とした、新たな計画の策定について検討を進めてまいりました。

この教育大綱について、「大津市議会会議条例」第 6 条の 2 に基

づき、議決を求めるものです。

以上、何とぞ適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、議案の説明といたします。